

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、境港管理組合会計規則（昭和 39 年境港管理組合規則第 1 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和 8 年度自動車（小型乗用、新車） 1 台

(2) 賃貸借物品の仕様

別添令和 8 年度自動車（小型乗用、新車） 1 台の賃貸借契約仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 11 月 2 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(4) 引渡し期限

令和 8 年 11 月 2 日

(5) 借入場所

仕様書及び車両仕様のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「その他の賃借」の「自動車」に登録されている者、又は、島根県が定める物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定に基づく入札参加資格を有するとともに、営業種目が大分類「借入品」小分類「車両船舶」に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者、又は、島根県が行う建設工事の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け入札日においてその措置の期間が継続中でない者、及び島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき入札等の排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中でない者であること。

(4) 鳥取県内又は島根県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「両県内事業所」という。）を有していること。ただし、両県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 自動車のリース契約を国又は地方公共団体と締結し、令和 6 年 6 月 5 日（水）から令和 8 年 6 月 4 日（木）までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であり、自動車の貸付を確実に履行できる者であること。

(6) 1 の(1)に示した物品を自社で所有し（令和 8 年 6 月 4 日（木）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを境港管理組合の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当課
境港管理組合総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当課

〒684-0004 鳥取県境港市大正町 215 番地

境港管理組合総務課

電話 0859-42-3705

電子メール sakai-port@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年6月4日(木)から同月18日(木)までの間にインターネットの境港管理組合のホームページ(<https://sakai-port.com/pages/302/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年6月4日(木)から同月18日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年6月25日(木)午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日(水)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取県境港市大正町 215 番地 みなとさかい交流館3階 入札室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和8年6月8日(月)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和8年6月15日(月)にインターネットの境港管理組合のホームページ(<https://sakai-port.com/pages/302/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7 の事前提出物を 4 の(1)の場所に令和 8 年 6 月 1 8 日(木)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式第 1 号)
- (2) 2 の(2)を証明する資格決定通知書等の写し
- (3) 2 の(5)を証するもの(契約書の写し等)
- (4) 本件公告で貸付けようとする物品のメーカー及び車種名、車両型式、排気量等を記載したもの(車両仕様調書(様式第 4 号))及び装備するドライブレコーダーの仕様を明記したカタログ

8 資格審査について

- (1) 6 の(2)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 8 年 6 月 1 9 日(金)までに口頭により通知する。入札参加資格がない場合は書面により通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、境港管理組合管理者に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和 8 年 6 月 2 2 日(月)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、境港管理組合管理者は、説明を求めた者に対して令和 8 年 6 月 2 3 日(火)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は紙入札による。
- (2) 入札書(様式第 5 号)に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする(消費税不課税、非課税のものを除く。)。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
なお、契約申込金額は、1 の(1)の借入物品に係る 1 の(3)の期間中の賃貸借料(保守料を含む。)の総額とすること。
- (3) 落札者は、落札の通知を受けた後、直ちに契約金額の内訳を契約金額各月内訳書(様式第 7 号)に記載し、4 の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。
- (6) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参又は郵便等の方法により提出すること。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を持参の方法により提出すること。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合(代表者以外の者が入札を行うとき)は、必ず委任状(様式第 3 号)を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合

は、この限りでない。

- (8) 委任状の宛名及び紙入札による入札書の宛名は「境港管理組合管理者 平井伸治」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札を郵便等により行う場合には、入札書は、件名及び入札者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。
なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。
また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (12) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (13) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (14) 入札後、本件公告、仕様書、契約条項及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第90条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第89条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 政令、会計規則、本件公告、仕様書、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (8) 次に掲げる入札書による入札は無効とする。
 - ア 記名のない入札書による入札
 - イ 入札書を鉛筆で記載した入札
 - ウ 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第104条の規定に基づ

いて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いる場合は、くじによって決定する。

13 契約書作成の要否
要

14 手続における交渉の有無
無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (5) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、4の(1)の場所に提出すること。